

草津市協働のまちづくり条例（案）に関するパブリックコメントの実施結果

■意見募集期間：

10月15日（火）から11月14日（木）

■意見提出者数：

2人（うち直接提出0件、郵送0件、FAX0件、電子メール2件）

■提出された意見の件数：

3件

■提出された意見と回答：

別紙のとおり

■ 提出された意見と回答

NO.	提出された意見（要旨）	回答
1	<p>【第17条関係】</p> <p>条例では、町内会（基礎的コミュニティ）への参加を推奨されているが、町内会への参加は本来任意であることから、そういった組織への参加促進を条例として定めるのは不適切である。また、過去に草津市職員から「町内会に入っていない人の意見は聞かない」という旨の発言をされ、非常に憤っている。町内会に入らない選択も尊重すること、また、そういった市民の声もきちんと聞くことを条例に盛り込むようお願いする。</p>	<p>第17条の規定は、市民の皆様に基礎的コミュニティへの参加および協力を強制的に義務付けるものではありません。</p> <p>地域には、個人のみでは解決できない多くの問題があります。これらを解決するためには、地域住民同士の連帯感を深めながら、地域の課題に協力して取り組む基礎的コミュニティの活動が重要であると考えています。こうしたことから、条例では、市民の皆様に基礎的コミュニティの活動の果たす意義や役割を理解いただき、誰もが安心して快適に暮らすことができる良好なコミュニティの形成に、可能な範囲において参加または協力いただくよう規定しています。</p> <p>なお、市政に関する御意見につきましては、市民参加条例等に基づき、施策に反映していけるよう取り組んでまいります。</p>

2	<p>【第8条第1項関係】</p> <p>教育機関が実施する教育、研究、人材育成は、各々の機関が自己規定する使命や戦略に基づいて推進され、また、そこで産出される知的財産は、各々の機関や発明者に帰属する。</p> <p>本条の規定は、その方向性に介入的な姿勢を持つと誤解される可能性がある。他方で各々の機関が立地する地域経済社会に対して、何らかの役割を果たそうとすることは、いまや、自明的である。したがって、本条のような規定の表現はふさわしくなく、各々の機関が自己規定する使命や戦略を尊重しつつ、各々の機関の特性に応じた取組を助長するような内容とすべきである。</p>	<p>教育機関が持つ使命や戦略を尊重し、次のように修正します。</p> <p>(教育機関の役割)</p> <p>第8条 教育機関は、地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組むものとする。</p>
3	<p>【第21条関係】</p> <p>教育機関が実施する教育、研究、人材育成を通し、そこで産出される知的財産は、各々の機関や発明者に帰属する。また、「研究の成果」を「まちづくりの推進」に「活用」するとは、どういうことかの具体的な規定も不明確である。</p> <p>そもそも、知的財産の「活用」についての意思決定は、各々の機関や発明者が判断すべき事柄で、本条の規定は、その方向性に介入的な姿勢を持つと誤解される可能性がある。</p> <p>他方で、各々の機関が産出する知的財産は、社会の改善に資することを目的とした営みの中で胚胎するもので、各々の機関や発明者が、地域経済社会の改善に、その「活用」を拒む理由は、見当たらない。</p> <p>したがって、本条のような規定の表現ではなく、連携と対話の中で、各々の機関や発明者の知的財産が、生かされる努力を惜しまない内容とすべきである。</p>	<p>教育機関の自主性、自立性を尊重し、次のように修正します。</p> <p>(教育機関との連携)</p> <p>第21条 教育機関は、その教育または研究の成果が協働によるまちづくりの推進に生かされるよう市民および市との連携に努めるものとする。</p> <p>2 市民および市は、教育機関との連携に努めるものとする。</p>